

1 いじめの防止などの取り組みを推進していく基本理念

(1)いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1)心プロジェクト部会

いじめ防止等の対策等を中核としたプロジェクト部会を設置し月1回開催する。

(2)生徒指導合同部会

月1回、全職員で配慮を要する児童について現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3)ケース会議（教育相談会も含む）

校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭等からなるケース会議を定例（第2金曜日）で開催する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1)学級経営の充実

○ソーシャルスキルの研修を通し実践に繋げたり、毎月の「学校生活アンケート」や年2回の「QUテスト」の結果を生かしたりして児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2)道徳教育・人権教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○月一回、人権の日を設け人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3)相談体制の整備

○年2回の学級担任による教育相談旬間（6月・1月）を実施し、児童一人一人の理解に努める。

(4)自治的活動の推奨

○委員会活動中心に自治的活動の推奨を図る。

(5)学校相互の連携協力体制の整備

船越こども園や玉城中学校との情報交換や保育参観・授業参観を行う。

4 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、教育相談会や面談、家庭訪問により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて（希望も含む）SSW、教育相談員、SCに繋げ、各関係機関と連携して課題解決に臨む。

(2) いじめ調査等

○いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ①教育相談アンケート調査：年2回（6月、1月）
- ②いじめアンケート調査：月1回（教育相談旬間の除く）
- ③QUテスト：（年2回）

(3) 日記等の指導

○児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、日記等から交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめ事案発生時の対応(緊急対応会議)

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもとに毅然とした態度で加害児童等を指導する。

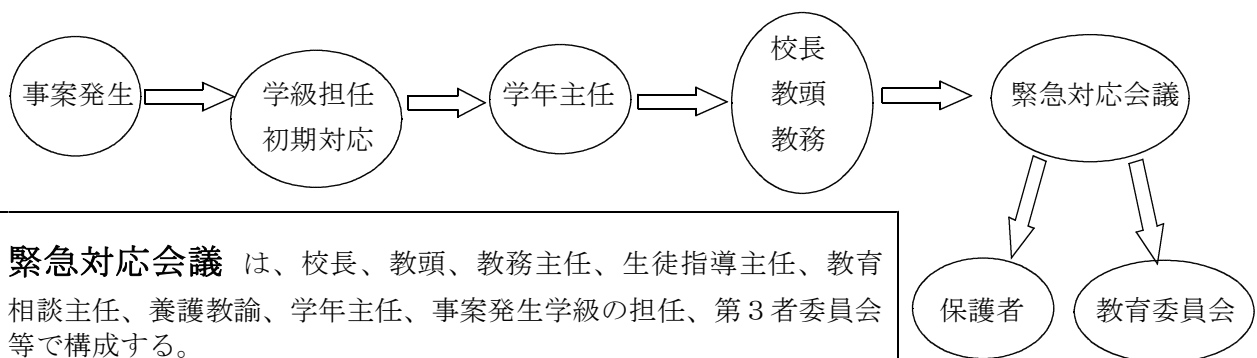
- ①生徒指導部会で、直ちに情報を共有化する。
- ②事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネットやSNSを通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 全校体制での共通確認、保護者の協力、教育委員会への報告、関係・専門機関との連携し、対応する。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。
- (2) 教育委員会へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。



7 事例別対応例（問題行動：チェック、対応）

チェック 1 問題発生の初期的確認をする

- 対応 1
- ①初期的情報の受信時までの情報内容の確認
 - ②即時的な対応内容の確認
 - ③当面の指揮経路の確認

チェック 2 事実の把握にむけて会議をする

- 対応 2
- ①会議参加者
 - ②事実の正確な把握を目指していくことの確認
 - ③聞き取り分担の確認
 - ④聞き取る項目・担当・アプローチ確認

チェック 3 事実の把握を行う

- 対応 3
- ①聞き取りの実行
 - ②個々の把握した事実の共有
 - ③全体像の確定

チェック 4 事実に基づきながら問題の解決にむけて会議をする

- 対応 4
- ①学校長と会議し指導の大筋を決定する
 - ②問題の解決にむけて担当者で会議をする
 - ③到達目標を達成することを確認する

チェック 5 実際に問題の解決に取り組む

- 対応 5
- ①二度と同じ問題を起こさせてはならない心構えで指導する

対応 6 「導入時の指導」

- ①学校は自分の力になってくれると児童に理解させる
- ②児童によって教員は必要な存在であることを感じ取らせる
- ③問題を解決する意味を児童に感じ取らせる
- ④事実の最終確認を児童と行う
- ⑤児童に到達目標を咀嚼して伝え、当面の目標を持たせる

対応 7 「本格的指導」

- ①教員と児童間で学校や生活、社会規範の通常正常の基準を確認する
- ②教員と児童間で事実・原因や背景、状況を確認する
- ③事実を基軸にして多角的に指導を進める
- ④児童の自己反省を第一にさせていく
- ⑤児童の「してはいけないこと」と「すべきこと」を確認する
- ⑥関係者とのやりとりに関する段取りをつけ、関係を改善する